

【フランス】国立音楽センターの設立に関する法律の制定

総務部支部図書館・協力課 服部 麻央
(調査企画課在籍時に執筆)

* 2019年10月30日、国立音楽センターの設立に関する法律第2019-1100号が制定された。
同法は、音楽関係団体を統合し音楽業界を包括的に支援する公的機関を設立するものである。

1 背景と経緯

音楽は、フランスの文化及び経済において重要な位置を占めるにもかかわらず、これまで十分な公的支援が得られていなかった。また、音楽業界には、映画業界における国立映画・映像センター (Centre nationale du cinéma et de l'image animée: CNC) に相当するような、業界全体を支援する機関も存在しなかった。文化大臣からの諮問を受け、2011年に提出された報告書は、「国立音楽センター」の名を冠した公的機関の創設を提言していたが、2012年の政権交代を機にこの計画は財源不足のため中断された。その後、デジタル革命がもたらした海賊版の横行によるCD等の売上減少、ストリーミング配信の普及及びライブの隆盛によって音楽産業のビジネスモデルは劇的に変化し、さらに音楽市場の国際化に際して業界全体での対応が必要となる中、様々な音楽関係者間の垣根を越えて新たな枠組みを構築する機運が高まった。こうして、2017年に文化大臣の下で公的な音楽支援機関を設立する計画が再始動し、国立歌謡・演芸・ジャズセンター (Centre national de la chanson, des variétés et du jazz: CNV) を始めとする音楽関係団体の一元化による財源の確保を視野に入れて準備が進められた¹。

国立音楽センターの設立に関する議員提出法案²は、2019年3月27日に下院に提出され、両院の審議を経て同年10月16日に「国立音楽センターの設立に関する2019年10月30日の法律第2019-1100号」³として成立し、同年10月31日に公布され、2020年1月1日に施行された。

2 主な内容

この法律は、全10か条から成る。主な内容は以下のとおりである。

(1) 国立音楽センターの設立及び任務 (第1条)

文化担当大臣の下に商工業的公施設法人⁴を設立し、名称を国立音楽センター (Centre national de la musique: CNM) とする。CNMは以下の任務を遂行する。①音楽関係者に対する文化的多様性を尊重した全般的な支援、②音楽及び演芸に関する創作、演奏、制作、宣伝、流通等の全

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年9月10日である。

¹ Jean-Raymond Hugonet, *Sénat Rapport*, n° 611 (2018-2019), 2019.6.26. <<https://www.senat.fr/rap/118-611/118-6111.pdf>>

² この法案は、国立音楽センター設立の準備に当たり2018年に首相への報告書をまとめたパスカル・ボワ (Pascal Bois) 議員を筆頭として提出された。同議員は、下院における委員会審査の報告書もまとめている。Pascal Bois et Emilie Cariou, "Mission de préfiguration du Centre National de la Musique," novembre 2018. Gouvernement.fr website <https://www.gouvernement.fr/sites/default/files/document/document/2019/02/rapport_de_pascal_bois_et_emilie_cariou_-_mission_de_prefiguration_du_centre_national_de_la_musique_-_23.01.2019.pdf>; Pascal Bois, *Assemblée nationale Rapport*, n° 1883, 2019.4.29. <http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion-cedu/115b1883_rapport-fond.pdf>

³ Loi n° 2019-1100 du 30 octobre 2019 relative à la création du Centre national de la musique. <https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000039295468>

⁴ 商工業的公施設法人 (établissement public à caractère industriel et commercial) とは、公法上の法人格を有する施設又は機関である「公施設法人」のうち、私企業に近い形で公益性を有する商業的又は工業的活動を行う者をいう。

ての活動を支援するための文化省による措置を補完する国及び地域レベルでの支援、③フランスの音楽・演芸作品の輸出及びアーティストの移動を支援することによる音楽業界の国際的発展の促進、④音楽専門職への参入における男女平等の促進、⑤環境保護及び持続可能な発展に関する国の政策への音楽・演芸業界による貢献に対する支援、⑥音楽産業経済研究所（Observatoire de l'économie de la filière musicale）の運営、⑦音楽業界に関する教育的情報、専門知識の提供、⑧職業訓練、⑨技術動向の把握とイノベーションの支援、⑩音楽遺産の価値向上、⑪芸術文化教育の発展への参画。また、上記の任務の達成のため、CNM は、地方公共団体等と協定を結び、連携することとする。

（2）国立音楽センターの運営（第2条）

CNM は理事会によって運営される。CNM の長は文化担当大臣からの提案に基づくデクレ（政令）により任命され、理事会を監督する。また、理事会の下に関係機関の代表を集めた組織として専門家評議会を置く。理事会及び専門家評議会はいずれも男女の平等な代表性を確保する。

（3）税額控除の承認権（第3条）

CNM の長は、文化担当大臣の名において、租税一般法典⁵に規定された条件の下、録音作品の制作費に係る税額控除（同法典第 220 条の 8）及びライブの制作費に係る税額控除（同法典第 220 条の 15）を承認する権限を有する（解散する CNV（（5）参照）の権限を承継）。

（4）国立音楽センターの財源（第4条・第5条）

CNM は、2003 年改正財政法（2003 年 12 月 30 日第 2003-1312 号）⁶第 76 条に規定する演芸の上演に係る税金を財源とする（第 4 条）。また、著作権管理団体（organismes de gestion collective）は、私的録音録画補償金の 25%の一部及び著作者不明で著作者に支払えない著作権料の一部を CNM に支払うことができる。CNM は、これを、創作、ライブの普及、芸術的・文化的教育の発展とアーティストの育成の支援活動のために使用する（第 5 条）。

なお、「国立音楽センターに関する 2019 年 12 月 24 日のデクレ第 2019-1445 号」⁷第 15 条では、CNM の財源として上記のほか①国、地方公共団体、その他全ての公私人からの補助金、②営利事業の収益、③寄付と遺贈、④動産・不動産からの所得、⑤投資収入、⑥譲渡利益、⑦財政的支援の返還、⑧その他法令により認められた収入が挙げられている。

（5）音楽関係団体の統合（第6条）

CNM は、歌謡・演芸・ジャズ分野の振興を任務とする公施設法人であった CNV が過去に結んだ契約及び協定においてその後継となり、CNV の解散日（2020 年 1 月 1 日）から、その財産、権利及び義務は CNM に帰属する。また、民間の 4 つの音楽関係団体（音楽制作基金（Fonds pour la création musicale: FCM）、フランス音楽輸出事務局（Bureau export de la musique français: Burex）、フランス独立レーベル・レコード販売者クラブ（Club action des labels et des disquaires indépendants français: CALIF）、現在の音楽⁸のための情報資源センター（Centre d'informations et de ressources pour les musiques actuelles: IRMA））の解散の日から、その財産、権利及び義務は CNM に帰属する。

⁵ Code général des impôts. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006069577>>

⁶ Loi de finances rectificative pour 2003 (n° 2003-1312 du 30 décembre 2003). <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000429346&categorieLien=id>>

⁷ Décret n° 2019-1445 du 24 décembre 2019 relatif au Centre national de la musique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000039668020&categorieLien=id>>

⁸ 現在の音楽（musiques actuelles）とは、ジャズ、シャンソン、ワールドミュージック、ロック、ポップスその他アンプ（増幅器）を使用する音楽の総称。